

5. 学 生 生 活 の 案 内

留 意 事 項

1 授業料納付について

学生は、学期毎(前期、後期)に、あらかじめ届けていただいた預金口座から引き落とし(口座振替)により納付することになります。振替日は、4月及び10月の各月27日(休日の場合は、翌営業日)です。

2 身上異動について

休学、復学、退学、長期欠席等をしようとする場合、住所変更、改姓等身上の異動が生じたときは速やかに願い出又は届け出をしてください。遅れると授業料の納付等において本人に不利になることがありますので、できるだけ早く教務学生係に申し出てください。(本学生便覧の『神戸大学共通細則』参照)

3 教務関係諸手続きについて

履修・受験、教育実習、教員免許等教務関係についての手続きはその都度掲示等により通知しますので、締切、期限があるものは遅れないよう手続きをしてください。

4 授業料免除等の申請について

学業優秀で学資の支弁困難な学生に対しては、申請により授業料の全部若しくは一部が免除されることがあります。また、申請により授業料の徴収猶予及び月割分納を許可されることがあります。前期分は3月に(ただし、新入生は4月に)、後期分は9月に手続きを要しますが、詳細についてはその都度掲示等により通知します。(本学生便覧の『神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規定』及び学務部発行の「学生生活案内」の経済生活等の項参照。)

5 奨学金について

学業優秀であり経済的理由によって修学が困難である者に対して、(独)日本学生支援機構の奨学金を受ける道が開かれています。

この他、地方奨学金として、地方公共団体や、民間奨学団体等からも奨学生の募集があります。その都度掲示等により通知しますので希望者は注意してください。(学務部発行の「学生生活案内」の経済生活等の項参照。)

6 アルバイト等の斡旋について

家庭教師等のアルバイトについては、神戸大学は神戸大学生生活協同組合にアルバイト紹介業務を委託しております。希望者は神戸大学生生活協同組合で確認してください。

連絡先：神戸大学生生活協同組合学生会館書籍店(TEL078-881-8847)

(学務部及び各学部では取扱いしていません。学務部発行の「学生生活案内」の課外活動施設、福利厚生施設等の項参照。)

7 定期健康診断及び健康相談について

学生は年1回大学で実施する定期健康診断を、指定された期日に必ず受検しなければなりません。受検しないと卒業時、就職のための健康診断証明書が発行されませんので注意してください。(本学生便覧の『神戸大学学生健康診断規程』参照)

また、インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門では保健管理医が常勤して学生の健康相談を行っていますので利用してください。

8 キャンパスライフ支援センターについて

障害があるなどの理由により、日常の勉学や学生生活になんらかの困難や不安を抱えている場合の相談や調整を行っています。専門家が相談にのり、講義に対する配慮や履修登録の支援、試験時の配慮等、必要に応じたサポートを検討します。

連絡先：キャンパスライフ支援センター (TEL078-803-5258)

9 学生証の再交付について

学生証を紛失(盗難や学内外通学途上で忘失・紛失した時は必ず警察に届けてください。)又は破損

した場合は、学生証再交付願を教務学生係まで提出してください。(紛失、盗難の場合は理由書も提出してください。)交付は申込み日の約1週間後です。

10 文・理・農学部キャンパスへの車両入構、駐車規制について

文・理・農学部キャンパスでは危険防止、環境保全の観点から学生、教職員の自動車による通学、通勤を規制しています。(本学生便覧の『構内駐車許可要領』参照)

バイク通学についても危険防止等の理由から自粛を要望します。やむを得ずバイク通学をする場合、常に安全運転を心がけてください。また、駐輪登録を実施していますので登録してください。

鶴甲第1キャンパスの車両等の規制については、学務部発行の「学生生活案内」の一般的諸注意を参照してください

11 学生への通知及び連絡方法について

(1) 本学部の学生への連絡事項は、主として神戸大学学習支援システムLMS「理学研究科・理学部学生用BEEF+Venture」上で掲示します。この他に理学研究科・理学部ホームページ、うりぼーネット、学内掲示板(B棟2階教務学生係前及びZ棟1階教室前の掲示板)での掲示も行います。

常に注意して掲示の事項を確認してください。掲示を見なかったことによる不利益は学生自身がその責任を負うことになります。

(2) 大学が配布しているメールアドレス(学籍番号@stu.kobe-u.ac.jp)に大学から連絡を行う場合がありますので、確実に受信できるようにしてください。

(3) 鶴甲第1キャンパスの掲示等(学生生活や全学共通授業科目に関するもの等)については、学務部発行の「学生生活案内」のP4、「修学の手引き」(2)を参照してください。

12 学生用掲示板について

本学部の学生用掲示板はZ棟2階の廊下に設けています。学生がこの掲示板以外の場所に掲示することは禁じられています。鶴甲第1キャンパスにおける学生の掲示については、学務部発行の「学生生活案内」の「一般的諸注意」を参照してください。

13 理学部・理学研究科の施設使用について

学生が教室等の理学部・理学研究科施設を使用するときは、所定の様式により責任者は教務学生係を経て許可申請しなければなりません。

また、時間外に施設を使用するときは、時間外施設使用届を教務学生係に提出してください。

14 学生教育研究災害傷害保険制度について

この制度は、教育研究活動中の災害傷害事故に対する全国的な規模の互助制度で、これにより安心して学生生活を送れるようにするために発足されたものです。

正課中、学校行事中、学校施設内外での課外活動中及び通学中等の不慮の災害を被った際に、学生やその保護者等の経済的負担を救済するものであり、学生は全員加入することとしています。

学生支援課(学生センター)が窓口となっており、入学時に加入の案内をしていますが、その時加入しなかった場合でも、随時加入の受付を行っていますので、必ず加入してください。加入しない場合、実験・実習等を履修できない場合があります。加入手続き及び保険金の請求手続き等は学生支援課(学生センター)に問い合わせてください。

なお、詳細は「学生教育研究災害傷害保険のごあんない」・「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」を参照してください。

神戸大学学生健康診断規程

(平成16年4月1日 制定)

最近改正 令和4年3月31日

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学の学生に対する健康診断及び事後措置等について定めるものである。

(実施機関)

第2条 健康診断は、インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門(以下「保健管理部門」という。)が行う。

(健康診断の種類)

第3条 健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。

2 定期健康診断は、毎学年定期に行うものとする。

3 臨時健康診断は、インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門長(以下「保健管理部門長」という。)が必要と認めたときに行うものとする。

(受診の義務)

第4条 学生は、健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断を受けなかったときは、保健管理部門長の定める期間内に、当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を保健管理部門に提出しなければならない。

3 前項の規定による健康診断証明書を提出できないときは、保健管理部門長に申し出て指示を受けなければならない。

(健康診断の結果の区分及び通知)

第5条 保健管理部門長は、健康診断の結果を別表により区分し、学部長等(各学部長及び各研究科長をいう。以下同じ。)に通知するとともに、学生に通知するものとする。ただし、疾病のない者については、学生への通知を省略することができる。

(事後措置)

第6条 学部長等は、健康診断の結果、疾病のため生活規正又は治療を要する者があるときは、保健管理部門長と協議の上、当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。

2 健康診断の結果、疾病のある者は、前項の指導に従わなければならない。

(復学時の受診)

第7条 疾病のため休学中の者が復学しようとするときは、学部長等を経て、保健管理部門長に申し出て、健康診断を受けなければならない。

(証明書の発行)

第8条 第3条の健康診断を受けた者が、健康診断証明書を必要とするときは、これを発行することができる。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別 表

判 定 区 分		
生活 規正 の面	A(要休業)	授業を休む必要のあるもの
	B(要軽業)	授業に制限を加える必要のあるもの
	C(要注意)	授業をほぼ平常に行ってよいもの
	D(健 康)	全く平常の生活でよいもの
医療 の面	1(要医療)	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2(要観察)	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3(健 康)	医師による直接又は間接の医療行為を全く必要としないもの

神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規程

(平成16年4月1日 制定)
最近改正 令和7年4月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。)第51条第2項及び第52条第2項(教学規則第72条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、神戸大学(以下「本学」という。)の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納(以下「授業料の免除等」という。)の取扱いについて定めるものとする。

2 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号。以下「法」という。)に基づく授業料の免除等については、関係法令の定めるところによる。

(対象者)

第2条 授業料の免除等の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の学部学生(特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生を除く。以下同じ。)のうち、法に基づく支援制度の対象とならない者
- (2) 本学の大学院学生(特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生を除く。以下同じ。)
- (3) 本学の乗船実習科学生

(申請及び許可)

第3条 授業料の免除等を受けようとする者(授業料の徴収猶予を受けようとする場合であって、第2条に規定する学生(以下「学生」という。)が行方不明であるときは、学生に代わる者)は、各期(教学規則第50条第1項に規定する前期及び後期をいう。以下同じ。)ごとに学長に申請しなければならない。ただし、医学部(1年次生を除く。)、海洋政策科学部(1年次生を除く。)、医学研究科、保健学研究科、海事科学研究科又は乗船実習科(以下「医学部等」という。)に所属する者は、医学部等の長を経て学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の規定による申請があったときは、神戸大学学生委員協議会(以下「学生委員協議会」という。)の議を経て当該期分の授業料の免除等を許可することができる。

(免除実施可能額、選考基準及び実施要領)

第4条 授業料の免除等の免除実施可能額、選考基準及び実施要領は、別に定める。

(申請者に係る授業料)

第5条 授業料の免除等の申請者は、授業料の免除等の許可又は不許可の決定がなされるまでの間、当該授業料の納付を要しない。

第2章 授業料の免除

(経済的理由による免除)

第6条 大学院学生が経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる場合は、授業料の全部又は一部を免除することができる。

2 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

- (1) 授業料免除申請書
- (2) 大学院学生又は当該大学院学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)の居住地の市区町村長の所得証明書

(3) その他本学において必要と認める書類

(特別な事情による免除)

第7条 学生が次の各号のいずれかに該当する特別な事情により授業料を納付することが著しく困難であると認められる場合は、当該理由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全部又は一部を免除することができる。ただし、当該理由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していないときは、当該期分の授業料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 各期ごとの授業料の納期前6月以内(入学した日の属する期分の授業料の免除に係る場合は、入学前1年以内)において学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害(以下「災害」という。)を受けた場合。

(2) 前号に準ずる場合であって、本学が相当と認める理由があるとき。

2 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1) 授業料免除申請書

(2) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書

(3) 学資負担者の死亡を証明する書類(学資負担者が死亡したことにより免除を受けようとする者に限る。)

(4) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の罹災証明書(災害を受けたことにより免除を受けようとする者に限る。)

(5) その他本学において必要と認める書類

第3章 授業料の徴収猶予及び月割分納

(徴収猶予)

第8条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由により納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 学生又は学資負担者が災害を受け、納付期限までに授業料を納付することが困難であると認められる場合

(4) その他やむを得ない事情により納付期限までに授業料を納付することが困難であると認められる場合

2 前項の規定により授業料の徴収猶予を受けようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1) 授業料徴収猶予申請書

(2) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書

(3) その他本学において必要と認める書類

3 授業料の徴収猶予の期間は、前期分については8月末日まで、後期分については2月末日までとする。

(月割分納)

第9条 前条第1項第1号、第3号又は第4号に該当する場合であって、特別の事情のあるときは、授業料を月割分納させることができる。

2 前項の規定により授業料の月割分納をしようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1) 授業料月割分納申請書

(2) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書

(3) その他本学において必要と認める書類

- 3 授業料の月割分納額は、授業料の年額の12分の1に相当する額(以下「月割計算額」という。)とし、毎月5日までに納付するものとする。

第4章 許可の取消し

(許可の取消し)

第10条 授業料の免除等を許可されている者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、学生委員協議会の議を経て授業料の免除等の許可を取り消すことができる。

- (1) 授業料の免除等の理由が消滅したことが判明したとき。
- (2) 申請が虚偽の事実に基づくものであることが判明したとき。
- (3) 教学規則第55条の2に規定する懲戒処分を受けたとき。

(許可を取り消された者に係る授業料)

第11条 前条の規定により授業料の免除等の許可を取り消された者は、次の各号に定める授業料を納付しなければならない。

- (1) 授業料の免除の許可を取り消された者は、月割計算額に、その許可を取り消された月からその期の末月までの月数を乗じて得た額の授業料。ただし、申請が虚偽の事実に基づくものであることが判明したことにより免除の許可を取り消された者は、当該期分の授業料
- (2) 授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は、当該期分の授業料
- (3) 授業料の月割分納の許可を取り消された者は、未納の授業料

第5章 雑則

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、授業料の免除等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

途中の附則 (略)

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

理学部・理学研究科の施設使用について

I 一般的注意事項

- 1) 不測の事故を防止するため，学生の施設使用は原則として教員が付き添うものとする。
- 2) 事故が発生した場合には受付(A棟玄関北側)に連絡すること。
- 3) 日頃から，消火器の位置及び使用方法を確認しておくこと。
- 4) 退出時には，ガス，電気，水道，高圧ガスボンベ及び薬品等の十分な点検と戸締りを確認すること。

II-1 時間外における教室使用とその取扱い

- 1) 学生の教室使用は午後5時までとする。
- 2) 午後5時を超えて教室を使用する場合は，届出を要する。なお，使用者は教員との連名とする。
(土曜，日曜，休日及び年末年始は終日これに準ずる。)
- 3) 届出は所定の用紙に教室使用ごとに記入し，前日の午後3時(使用日が土曜，日曜，休日及び年末年始の場合は前々日の午後3時)までに教務学生係に提出すること。

II-2 退出時の注意

- ・ 夜間(午後10時30分～午前7時30分)及び土曜・日曜・休日の出入口(番号錠設置)
 - A棟 1階玄関
 - B棟 1階北・南出入口
 - C棟 1階東出入口
- ・ 夜間・土曜・日曜・休日は出口専用
 - B棟 2階北出入口
 - X棟 2階北出入口
 - C棟 西出入口
- ・ 夜間・土曜・日曜・休日は閉めきり
 - C棟 玄関・北出入口
- ・ 終日出口専用(夜間及び土曜・日曜・休日は解放厳禁)
 - A棟 1・2・4階東非常出口
 - B棟 2～4階東非常出口
 - C棟 2～6階東非常出口

II-3 時間外における電話は受け付けることができない。

ただし，“非常”の場合は受付(A棟玄関北側：内線5777)に連絡すること。

- (注) 1. 施設使用の届出用紙は，教務学生係にあるので申し出ること。
2. 時間外とは平日の午前8時30分～午後5時以外の時間をいう。

構内駐車許可要領

- 1 この要領は、文理農等キャンパスにおける車両(二輪車を除く。)の構内入構及び駐車について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 車両の構内入構及び駐車を許可される者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 身体上の理由により車両の使用を必要とする者
 - (2) 常時実験実習及び勤務の都合上車両の使用を必要とする者
(学生については4年次生及び大学院生等)
 - (3) 車両を使用しなければ通勤通学に著しく支障のある者
(教職員については、自動車による通勤届を出している者に限る。)
 - (4) その他業務上入構を必要とする者
- 3 前項各号に該当する者は、申請により「入構許可証」及び「パスカード」を交付するので、「入構許可証」を車内フロントに置くこと。
- 4 「入構許可証」及び「パスカード」の有効期間は1年間とし、更新の許可を得ようとするときは、毎年申請しなければならない。
- 5 車両の臨時入構・駐車をしようとする者は、駐車券(可能駐車時間1時間以内)により一時入構・駐車し、駐車時間の延長については、止むを得ない理由により認める場合があることとし、その都度所管先の学部又は研究科(以下「学部等」という。)の担当係に申し出ること。
- 6 駐車許可申請の受付、入構許可証及びパスカードの交付、有効期間は次のとおりとする。
 - ① 申請の受付期間 4月中旬
 - ② 許可証の交付期間 4月下旬
 - ③ 許可証の有効期間 5月1日～翌年4月30日(注)申請の受付期間等の具体的な日程は、その都度掲示により通知する。
- 7 駐車許可申請の受付は、所属学部等の教務学生担当係とする。
- 8 学生、教職員等の資格を失ったときは、直ちに入構許可証及びパスカードを返還すること。
- 9 その他、車両の構内入構及び駐車については、学部等の担当者の指示によるものとする。
- 10 その他必要な事項については、文理農等車両対策委員会が定める。

車両(二輪車を除く。)入構許可者の遵守事項

- 1 構内では、歩行者の安全を第一とし、制限速度15km/h以下を遵守すること。
また、ロータリー内を逆方向に走行しないこと。
- 2 所定の駐車区域に駐車すること。
特に、ロータリーの周囲、建物の入口付近、狭い幅員の通路に駐車しないこと。
- 3 教育・研究に迷惑にならないよう、必要以上にエンジン音等の騒音を出さないこと。
- 4 対人・対物事故、盗難等については、自己の責任において処理し、大学に一切迷惑をかけないこと。
- 5 上記のほか、「構内駐車許可要領」に従うこと。入構許可証を運転席の前面の見えやすい所に置くこと。

【注意】 遵守事項に従わなかった場合は、入構許可を取り消す。